

スタンダード市場への市場区分の変更について (上場会社向け説明資料)



株式会社東京証券取引所 上場推進部

2025年7月 ver.2

はじめに

- 当取引所は、2025年3月1日から上場維持基準の経過措置を順次終了し、以後到来する基準日から本来の上場維持基準を適用しています。
- 本資料は、経過措置の終了を機に、**スタンダード市場への市場区分の変更を検討されるプライム市場・グロース市場の上場会社の皆様を対象**として、手続きの流れや審査基準の概要についてご案内するものです。
- なお、市場区分の変更審査を受ける場合には、原則、**申請の6か月前までを目途に以下の相談窓口までご一報**いただくようお願いしています。（7ページ参照）
- 相談窓口では、本資料の詳細についてのご説明のほか、**個別のご相談も随時受け付けております**ので、ぜひご活用ください。

【相談窓口】

<https://www.jpx.co.jp/equities/listing-on-tse/ipo-benefits/01.html>

株式会社東京証券取引所 上場推進部

ipo@jpx.co.jp

INDEX

1. 市場区分の変更手続きの流れ

2. 審査基準

3. よくあるご質問

1. 市場区分の変更手続きの流れ

市場区分の変更手続きの一連の流れ

- スタンダード市場への市場区分の変更を行うにあたっては、当取引所が行う「**市場区分の変更審査**」を受け、**審査基準に適合する必要があります**。

<モデルスケジュール（3月期決算の場合）>



- まずは、上場維持基準に係る**改善期間がいつまでか**をご確認いただき、市場区分の変更審査に向けた**スケジュール**（いつから具体的な準備を始めるか、いつ審査の申請を行うかなど）をご検討ください。
- 市場区分の変更審査においては、後述（11ページ）のとおり**ヒアリング対応等に相応の社内リソースを割いていただくことが想定**されます。スケジュールの検討にあたっては、たとえば**決算対応の時期等を考慮いただき、適切な申請時期を設定**いただくようお願いいたします。
- また、**遅くとも改善期間の末日まで**には、当取引所に市場区分の変更審査の申請を行っていただきますよう、お願いいたします。
 - 実際の**審査期間**としては申請から約**2か月以上**が必要ですが、市場区分の変更申請が行われていれば（※）、**改善期間が終了したとしても、監理銘柄（審査中）に指定のうえ、審査を継続**します。
 - ※ 2025年7月の制度改正により、「予備申請」が行われていた場合も同様の取扱いとしています。（23ページ参照）
- 原則、**ご申請の6か月前まで**を目途に、当取引所の相談窓口までご一報いただきますよう、お願いいたします。（次ページ参照）

② 相談窓口への連絡

- 市場区分の変更審査を受ける場合には、原則、**申請の6か月前までを目途に相談窓口（上場推進部 ipo@jpx.co.jp）までご一報**いただくようお願いいたします。
- 市場区分の変更審査は、上場会社としての実績を勘案して実施しており、**主な確認対象を一部の審査基準に限った効率的な審査とできる場合があります**（16ページ参照）。相談窓口において、**効率的な審査とすることが可能かどうかの確認を行います**ので、ぜひ早めにご一報ください。（2週間後を目途にご回答いたします。）
- ※ 相談窓口への連絡から申請までの約6か月間は、申請書類の準備に充てていただくことを想定した期間です。**申請書類の作成が早めに完了した場合には、その時点でご申請いただくことも可能**ですので、その際には改めてご相談ください。

<一連の流れと対応期間の目安>



- 市場区分の変更申請を行うには、各種提出書類の準備が必要です。提出書類の一覧は、[当取引所HPに掲載](#)しています。
- 最も作業負担が大きい書類は、「市場区分の変更申請のための有価証券報告書（Ⅱの部）」です。
 - ※ Ⅱの部は、企業グループの概況、事業内容、内部管理の状況等について、審査担当者が網羅的に把握するためにご作成いただく書類です。
- 効率的な審査が可能な場合、提出書類の一部が不要となり、Ⅱの部（添付書類含む）についても、記載の一部省略が可能です。（9、10ページ参照）
 - ※ 詳細は、効率的な審査とすることが可能かどうか相談窓口からご回答を差し上げる際に、ご案内いたします。

③申請書類の準備（Ⅱの部について）

- 効率的な審査が可能な場合、Ⅱの部は赤色の網掛けの項目のみご作成ください。

<Ⅱの部記載項目>

項目	記載	項目	記載
I. 申請理由について	必須	VI. 経理・財務の状況について	省略可
II. 企業グループの概況について	必須	VII. 予算統制等について	省略可
III. 事業の概況について	必須	VIII. 過年度の業績等について	必須
IV. 経営管理体制等について	※	IX. 今後の見通しについて	必須
V. 株式等の状況について	省略可	X. その他について	省略可

※直近の適時開示実績によっては、一部項目の記載が求められます。

- [当取引所HP](#)において、効率的な審査が可能な場合における「Ⅱの部記載要領」(※)を掲載しておりますので、作成の際にご確認ください。

※上記HPから「【参考】スタンダード市場への市場区分の変更申請のための有価証券報告書（Ⅱの部）記載要領」を参照ください。

③申請書類の準備（Ⅱの部の添付書類について）

- 効率的な審査の場合は、以下のとおりⅡの部の添付書類も一部省略が可能となります。

<Ⅱの部添付書類>

項目	提出	項目	提出
(1) 影響度20%以上の連結子会社の計算書類	必須	(11)年度予算計画書、中期経営計画書及び計画策定に際して使用した一連の社内資料の写し	必須
(2)（訂正がある場合）有報の訂正届出書等	必須		
(3)有価証券報告書に記載の連結財務諸表の写し	必須	(12)経営上の重要な契約の写し	必須
(4)最近5年間の連結財務諸表及び財務諸表	必須	(13)カタログ、パンフレット、会社案内等	必須
(5)取締役会議事録の写し	省略可	(14)最近5年間の監査報告書、四半期レビュー報告書	必須
(6)監査役会議事録の写し	省略可	(15)コーポレート・ガバナンス報告書のドラフト	必須
(7)監査役監査に係る資料の写し	省略可	(16)視き見対応の社内規程・マニュアル等	※
(8)内部監査に係る資料の写し	省略可	(17)事務フロー	省略可
(9)法人税申告書及び添付の勘定科目内訳明細書の写し	必須	(18)最近3回分の重要な会議体の議事録（経営会議等）	省略可
(10)月次業績管理資料の写し	必須	(19)最近1年間の内部統制報告書の写し	必須

※直近の適時開示実績によっては、一部書類の提出が求められます。

④市場区分の変更審査

- 上場推進部にエントリーシートをご提出いただくことで変更審査が開始します。
※ エントリーシートのフォームは「②相談窓口の連絡」時にご提供いたします。

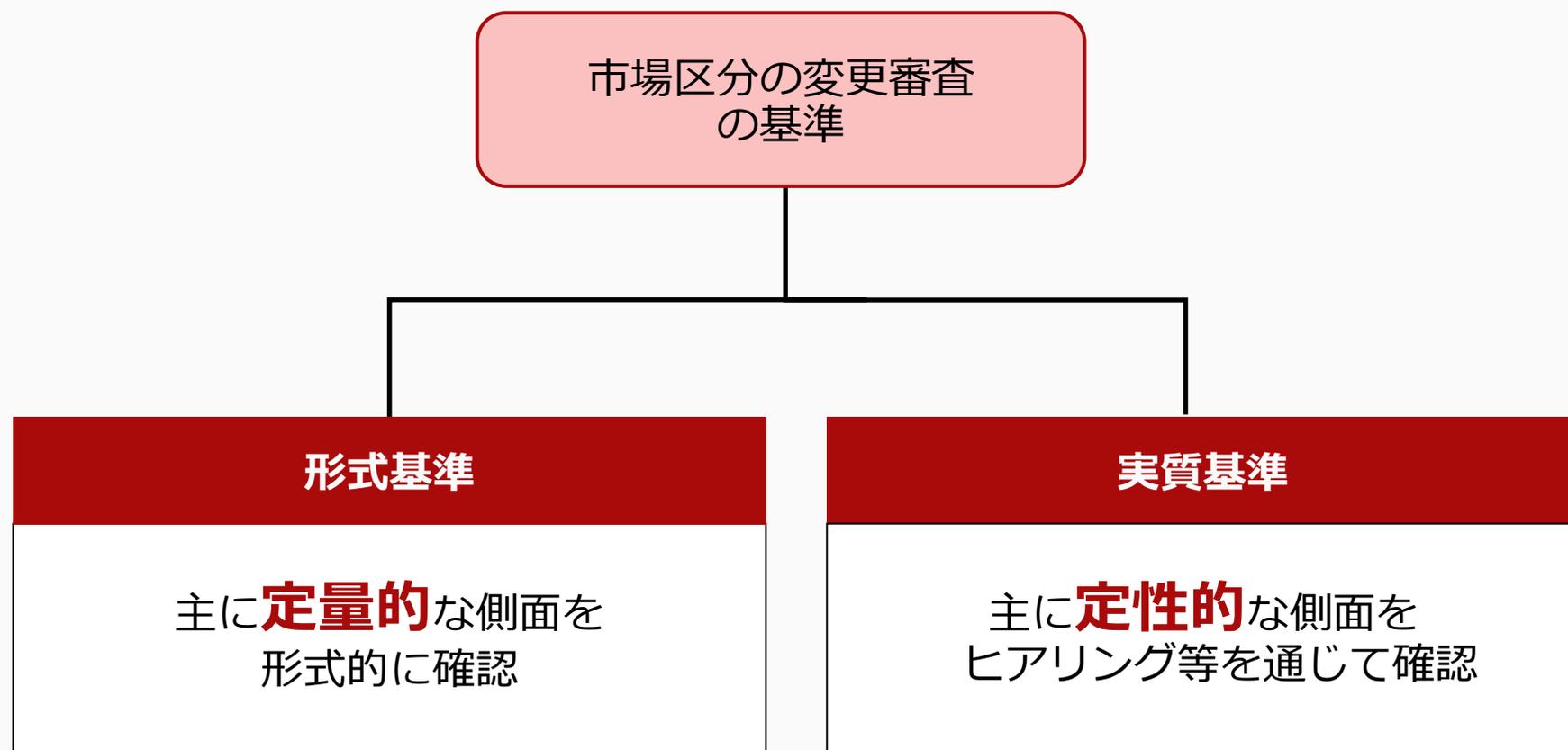
<変更審査のプロセス>

	概要
1. エントリー	<ul style="list-style-type: none">● 申請日の2週間前に上場推進部(ipo@jpx.co.jp)にエントリーシートをご提出ください。
2. 事前確認	<ul style="list-style-type: none">● 申請日の約1週間前に、審査担当者との間で審査スケジュールの確認等を行います。● 審査担当者より、申請書類等の提出方法を案内します。
3. 市場区分の変更申請	<ul style="list-style-type: none">● 申請日当日、審査担当者より提出書類の確認や審査手続きを案内します。● 貴社から、事業概要等についてご説明いただき、簡単な質疑応答を行います。
4. ヒアリング	<ul style="list-style-type: none">● 審査担当者から送付の質問事項に基づき、期日までに回答書を作成しご提出ください。後日、回答書に基づくヒアリングを実施します。このプロセスを通常2回実施します。● 事業所・工場への実査や、役員面談は通常実施しません。
5. 市場区分の変更承認	<ul style="list-style-type: none">● 承認後に公募・売出し等を実施しない場合は、変更日の1週間前に公表します。
6. 市場区分の変更	<ul style="list-style-type: none">● 貴社のご希望に応じて上場セレモニーを実施することが可能です。

※ ヒアリング等はオンライン実施も可能ですので、審査担当者にご相談ください。

2. 審査基準

- 市場区分の変更審査の基準は「**形式基準**」、「**実質基準**」の2つから構成されています。



スタンダード市場の形式基準（抜粋）

- 市場区分の変更には下表の**形式基準を全て満たす必要**があり、その算出方法等は**上場維持基準と一部異なります**。

※ ただし、本基準については一部見直しが予定されていますので、ご注意ください。（次ページ参照）

項目	基準	算出方法等
株主数	400人以上	● 直前の基準日等 に1単位以上所有する株主数
流通株式数	2千単位	● 直前の基準日等 の発行済株式総数から流通性の乏しい株券等の数を合算した数を減じた数
流通株式時価総額	10億円以上	● （公募・売出しを実施しない場合）「流通株式数」に「 上場承認日の2営業日前の日以前1か月間における最低価格 」を乗じて算出
流通株式比率	25%以上	● 「流通株式数」を発行済株式総数で除して算出
利益の額	最近1年間の利益の額 1億円以上	● 直近の 有価証券報告書に記載された直前期（基準事業年度）の数値 により判定（審査期間中に有価証券報告書を提出した場合には審査対象となる期が変更となる） ● 「利益の額」は、「 経常利益 」に「非支配株主に帰属する当期純利益」を加減したもの
純資産	正	● 直近の 有価証券報告書に記載された直前期（基準事業年度）の数値 により判定（半期報告書を提出している会社については、直前中間会計期間の末日における数値）

※ 詳細は、[当取引所HP](#)に掲載している新規上場ガイドブック（スタンダード市場編）の「Ⅱ 形式要件」をご参照ください。

- 2025年7月現在、東証は、グロース市場の上場維持基準の見直しに伴い、**スタンダード市場への市場区分変更基準の見直し**を検討しています。
 - 今後、スタンダード市場への市場区分変更にあたって適用する形式要件は、**スタンダード市場の上場維持基準と同じ（「利益の額」の基準はなし）**とすることを想定しています。
 - ※ 2025年9月を目途に制度要綱公表、2025年中を目途に規則改正・適用開始を想定しておりますが、詳細は改めてご案内いたします。あわせてプライム市場からの変更も同様の取扱いとする想定です。

（参考）スタンダード市場の形式要件

項目	新規上場、 市場区分変更	上場維持
	上場維持基準と同じに見直し	
株主数	400人	400人
流通株式数	2千単位	2千単位
流通株式時価総額	10億円以上	10億円以上
流通株式比率	25%以上	25%以上
利益の額	年1億円以上	—
純資産	正	正
売買高	—	月平均10単位以上

※ 見直しの検討状況等については、[「市場区分の見直しに関するフォローアップ会議」の資料等](#)をご参照ください。

- 実質基準は以下の5つの項目から構成されますが、上場会社としての実績を踏まえて効率的な審査が可能な場合には、「①**企業の継続性及び収益性**」を中心に審査し、②～⑤は適合しているものとして扱います。

<スタンダード市場の実質基準>

	基準の内容
① 企業の継続性及び収益性	継続的に事業を営み、かつ、安定的な事業基盤を有していること。
② 企業経営の健全性	事業を公正かつ忠実に遂行していること。
③ 企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性	コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制が適切に整備され、機能していること。
④ 企業内容等の開示の適正性	企業内容等の開示を適正に行うことができる状況にあること。
⑤ その他公益又は投資者保護の観点から当取引所が必要と認める事項	-

※実質基準の詳細については新規上場ガイドブック（スタンダード市場編）の「Ⅲ 上場審査の内容」をご参照ください。
※効率的な審査においても、必要に応じて②～⑤の内容についてヒアリングや回答を求める場合があります。

<主な審査のポイント①>

経営活動が安定かつ継続的に
遂行することができる状況にあると認められること

- この基準においては、貴社の企業グループの経営活動（仕入、生産、販売等）が、**市場区分の変更後も安定的に行われるかどうか**を**実態面**から確認します。

<例：製造業における確認ポイント>

- 仕入：仕入品目ごとに必要とする質・量を必要な時期に安定的に確保することができるかどうか等を確認します。
- 生産：継続的な販売活動に支障を来さないような量を、販売先の信頼を損なわないような質をもって生産できる体制となっているかどうか等を確認します。
- 販売：主要な販売先との関係が良好であるかどうか、主要な販売先に経営不振の会社がないかどうか等を確認します。

<主な審査のポイント②>

今後において安定的に利益を計上できる見込みのあること

- この基準においては、貴社の本業における収益性を確認するという考えから、確認対象とする「利益」は原則として**経常利益**とします。
- 「今後」（上場後一定の期間）とは、**申請事業年度を含む2期間**を想定していますが、それ以降に企業グループの業績に多大な影響を与え得る事象（例えば、法規制の改正予定や大規模な設備投資計画等）が想定される場合には、当該事象も踏まえて判断します。
- 実際の審査では、貴社の企業グループにおける**業績が安定的又は増益基調で推移している場合、事業計画が適切に策定されているかどうかの観点を中心に審査**を行います。

- 足元の業績動向によっては、事業見通しについてのより詳細な確認や業績進捗実績の見極めを行います。減益基調又は利益の額が小さい場合は、余裕を持ったスケジュールで相談・申請することをご検討ください。

<新規上場ガイドブック抜粋>

申請会社の企業グループにおける業績が減益基調で推移している場合や、申請会社の企業グループにおける利益の額が小さい場合は、上場後の継続的な利益計上の根拠を確認します。具体的には、例えば企業グループの損益分岐点の所在や当該分岐点を上回ることができる根拠、企業グループ全体の費用を上回る利益を継続的に計上しているセグメントの安定性などを確認します。

なお、減益基調であって、かつ利益の額が小さい場合には、上場後に経常赤字を計上する可能性が相対的に高いと考えられるため、上場後の継続的な利益計上の根拠をより精緻に確認していくこととなります。この確認が困難な場合、申請期の業績進捗実績等により業績の底打ちを確認することが必要となる場合もあります。

※その他の詳細は新規上場ガイドブック（スタンダード市場編）の「Ⅲ 上場審査の内容」をご参照ください。

参考：効率的な審査が適用されない場合

- 過去5年間に実効性の確保に係る措置（特別注意銘柄への指定等）を受けている場合や、グロース市場上場から3年以内の場合等については、効率的な審査が適用されず、審査期間は3か月以上となります。

	重点的に確認する実質基準	Ⅱの部
過去5年に実効性の確保に係る措置、その他上場管理上の措置を受けている会社	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業の継続性及び収益性 ■ 企業経営の健全性 ■ 企業のCG及び内部管理体制の有効性 ■ 企業内容の開示の適正性 ■ その他公益又は投資者保護 	省略不可
過去5年に開示に関する注意を受けた会社のうち、審査において確認が必要と考えられる会社	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業の継続性及び収益性 ■ 企業内容の開示の適正性 	省略可 ※収益性・開示体制の記載が必要
上記以外の会社	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業の継続性及び収益性 	省略可 ※収益性のみ記載
(グロース市場上場から3年以内の会社)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業の継続性及び収益性 ■ 企業のCG及び内部管理体制の有効性 ※上場後の変更点を中心に審査	省略不可

3. よくあるご質問

- **スタンダード市場への市場区分の変更申請を行うかどうかはまだ決まっていますが、効率的な審査が可能か照会することはできますか。**
 - 照会可能です。その時点での開示実績等から想定される審査内容について、確認し回答いたします。また、制度や手続きに関する個別相談も承っておりますので、お気軽にお問合せください。
- **当社は、効率的な審査が可能との判定を受けていますが、その判定結果はいつまで有効ですか。**
 - 明確な有効期間はありませんが、判定後に上場管理上の措置や開示に関する注意を受けた場合には判定内容が変わる可能性があります。再判定も可能ですので、判定から一定期間が空いた場合等はお気軽にお問合せください。
- **新規上場の際には、取引所審査に先立って主幹事証券会社による審査（上場適格性調査）を受けましたが、市場区分の変更の際にも受ける必要がありますか。**
 - スタンダード市場への市場区分の変更の際には、主幹事証券会社による審査（上場適格性調査）は任意であり、上場会社単独で準備・申請を行うことも可能です。
 - 上場適格性調査を受けないことが、取引所の審査上の判断において不利に働くことはありません。ただし、証券会社による審査を受けている場合に比べて、審査期間（一般的には2か月）が長くなる可能性もありますので、ご留意いただきますようお願いいたします。
 - なお、他社の状況については、[当取引所HP](#)をご参照ください。（「幹事取引参加者」の欄に証券会社名がある場合、証券会社による審査が行われています。）
- **Ⅱの部作成やその他提出書類等の準備を依頼できる機関はありますか。**
 - 市場区分の変更を準備している会社の中には、証券印刷会社やIPOコンサル等を活用しているケースも見られます。

- **市場区分の変更の承認までに形式基準を満たす見込みがあるのですが、申請時点で満たしていない場合、申請を行うことはできませんか。**
 - 「申請」を行うためには、申請時点で形式要件を全て満たしている必要がありますが、承認までに満たす見込みがある場合には、「予備申請」を行うことで、実質審査を進めることができます。（形式要件を全て満たした時点で、正式に申請（本申請）を行っていただきます。）
 - 予備申請を活用する場合、遅くとも改善期間の末日までには、予備申請を行っていただきますようお願いいたします。予備申請が行われていれば、改善期間が終了したとしても、監理銘柄（審査中）に指定のうえ、審査を継続します。
 - 予備申請にあたっての申請書類は、原則として一般的な申請を行う場合と同じですが、詳細は相談窓口からご案内いたします。相談時に、予備申請の活用を検討している旨をお伝えください。
- **上場維持基準に適合していない状況において、市場区分の変更申請を行ったときに、適時開示は必要ですか。**
 - 上場維持基準に適合していない状況（※）において、市場区分の変更申請を行ったときに、適時開示は必須ではありません。
 - ※ 上場維持基準に適合しない状態となり、「上場維持基準への適合に向けた計画」又は「上場維持基準への適合に向けた計画に基づく進捗状況」（以下「適合計画」といいます。）を開示している状況をいいます。
 - ただし、開示済の適合計画において、市場区分の変更申請を検討している旨を記載していない場合には、適合計画の変更開示（市場区分の変更の検討状況の追記）を行ってください。
 - なお、市場区分の変更申請が承認された際には、適合計画を取り下げる旨の適時開示が必要となります。

- **市場区分の変更申請後に、現市場区分の上場維持基準の充足が確認できた場合、市場区分の変更を取りやめることはできますか。**
 - 上場維持基準の充足が確認できた場合、申請を取り下げて現市場区分の上場を継続することもできます。審査を進めた上で、上場維持基準の充足状況を見極めることも可能ですので、余裕をもったスケジュールで申請を行うことをお勧めします。
 - ただし、以下の点にご留意いただきますよう、お願いいたします。
 - 承認後の取下げは、株主・投資者等を混乱させることになるため、原則として承認前の時点で市場区分の変更を行うかどうかの最終的なご判断を行っていただくこととしております。
 - 審査を再開する際には、中断期間の業績確認等を行った上で審査判断を行うこととなり、一定の期間を要するため、早めに審査担当者にご相談ください。
 - 市場区分の変更申請の効力は申請から1年間（予備申請を行っている場合は予備申請から1年間）です。1年間が経過した場合には、改めて申請を行う必要があります。
- **スタンダード市場への市場区分の変更に関して、必要な費用を教えてください。**
 - 市場区分の変更審査料として、300万円をお支払いいただきます。（予備申請を行う場合には、予備申請にあたり同額をお支払いいただきます。）
 - 加えて、実際に市場区分の変更を行う際に、市場区分変更料として、800万円から上場時に支払った上場料などを控除した金額（※）をお支払いいただきます。
 - ※ 詳細は[当取引所HP](#)をご参照ください。（プライム市場からスタンダード市場への市場区分変更の場合など、市場区分変更料が無料となるケースもあります。）

- **直前の基準日時点で株主数や流通株式時価総額等が充足していませんが、ファイナンスの実施により基準を満たすことは可能でしょうか。**
 - 可能です。市場区分の変更前に実施する公募又は売出し、もしくは数量制限付分売による株主数等の増加を勘案して判定します。ファイナンスの実施には証券会社のサポートが必要ですので、検討する場合には早めに証券会社にご相談ください。
- **直前期（基準事業年度）は「利益の額」が1億円以上ありますが、申請期は先行投資により赤字となる見込みです。「企業の継続性及び収益性」の実質審査では、どのように取り扱われますか。**
 - 先行投資により一時的に赤字となることが見込まれる場合には、当該投資の内容（投資対象・金額、投資の狙い等）、それを踏まえた企業全体の業績動向、今後の投資計画等について確認を行います。
 - そして、その内容を踏まえ、当該投資活動の影響を除いた場合に、安定的に利益を計上することができる合理的な見込みがあること、また、当該投資活動の規模及び期間が企業の継続性に影響を与えない状況にあることを確認します。

- **グロース市場からスタンダード市場への市場区分の変更を行うにあたり、コーポレートガバナンス・コードの全原則適用に向けた対応はどのように進めれば良いでしょうか。**
 - スタンダード市場の上場会社には、コーポレートガバナンス・コードの全原則が適用されます。
 - 全原則適用に伴う実務対応については、[当取引所HP](#)に掲載している資料「コーポレートガバナンス・コードの全原則適用に係る対応について」でご案内していますので、ぜひご確認ください。

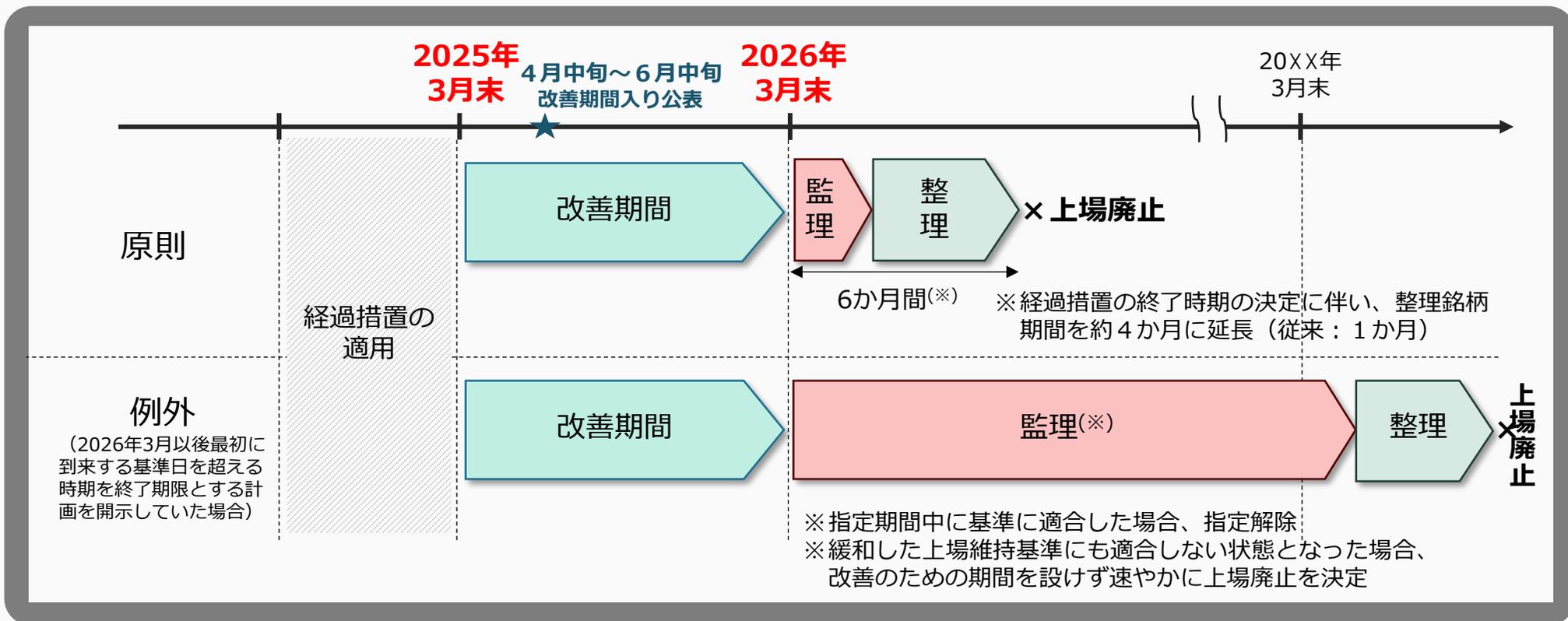
- **グロース市場からスタンダード市場への市場区分の変更を行うにあたり、「資本コストや株価を意識した経営の実現」に向けた対応を行う必要はありますか。**
 - 当取引所は2023年3月31日に、プライム市場及びスタンダード市場の全上場会社を対象として、「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」について要請しています。グロース市場から市場区分の変更を行った場合にも、投資者の期待を踏まえ、積極的な対応をご検討ください。
 - 要請の趣旨や、対応のポイント・事例などについては、[当取引所HP](#)でご案内していますので、ぜひご確認ください。

参考：経過措置終了のスケジュール

◆ 2025年3月、上場維持基準に関する経過措置が終了

- 本年3月1日以後に到来する基準日から、本来の上場維持基準を適用
- 上場維持基準に適合していない場合は、原則1年間（売買高基準は6か月間）の改善期間入り
- 改善期間内に基準に適合しなかった場合は、原則6か月間の監理・整理銘柄期間を経て上場廃止

<3月期決算会社の日程例>



※ 経過措置の終了に関する最新の情報については、[当取引所HP](#)をご参照ください。

バージョン	作成日	主な更新内容
ver.1	2025年1月	<ul style="list-style-type: none">• 初版作成
Ver.2	2025年7月	<ul style="list-style-type: none">• 予備申請について記載（6ページ）• 市場区分変更基準の見直しについて記載（14、15ページ）• よくある質問について集約・更新（22～26ページ）• その他、字句修正等